

佐賀女子短期大学における外部資金に係る間接経費及び受託事業収入等取り扱い要領

(目的)

第1条 この要領は、佐賀女子短期大学（以下「本学」という。）における外部資金に係る間接経費及び受託事業収入等（以下「間接経費等」という。）の取り扱いについて適正化を図るため、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要領において、間接経費等とは次のものをいう。

- 1 科学研究費補助金において直接補助に対して一定比率で手当てされ、競争的資金による研究の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費として、被配分機関が使用する間接経費
- 2 保育士特例講座、介護福祉士実務者研修、介護技術講習会、教員免許状更新講習等、外部からの委託又は養成校として地域に貢献するために実施する講座等に係る事業収入

(間接経費等の配分割合)

第3条 間接経費等のうち、学長の裁量により、次のとおり配分する。

- 1 前条第1号については、間接経費の100分の50に相当する額を全学の共通的な経費として学科に配分する。
- 2 前条第2号については、実施した講座の収入から人件費相当額を除いた残額の100分の10に相当する額を当該講座を実施した教員が所属する学科に配分する。

(間接経費等の配分方法と使途)

第4条 学内の教員又は学科を対象に、教育改革の取り組みについて公募し、学長が審査、採択した取り組みに対し、前条各号の額を配分する。また、配分に係る経費の主な使途は別紙のとおりとする。

(執行の適正)

第5条 学長及び配分を受けた学科の学科長は、指針を遵守し適正に執行しなければならない。

(報告)

第6条 本要領第3条により配分を受けた学科の学科長は、当該間接経費等執行後、その執行状況を学長に報告するものとする。

(事務処理)

第7条 間接経費等の事務は、事務局長又は総務課が行う。

(雑則)

第8条 この要領に定めるもののほか、間接経費等の取り扱いに関し必要な事項は、運営委員会及び教授会に意見を求め学長が定める。

附 則

この要領は、平成27年8月12日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年9月9日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

(公表日：令和7年9月16日)

別紙

経費の主な用途

佐賀女子短期大学（以下「本学」という。）における外部資金に係る間接経費及び受託事業収入等による用途は、以下のものを対象とする。

1 研究部門に係る経費

(1) 共通的に使用される物品等に係る経費

備品購入費、消耗品費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、雑誌代

2 管理部門に係る経費

(1) 管理事務の必要経費

備品購入費、消耗品費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費

3 その他の関連する事業部門に係る経費

(1) 研究成果展開事業に係る経費

(2) 広報事業に係る経費

4 用途の特例

上記以外の経費で、学長が研究課題の遂行に関連して間接的に必要なものと判断した経費については、執行できるものとする。

なお、直接経費として充当すべきものは対象外とする。